

投資信託 自動けいぞく(累積)投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様と株式会社南都銀行(以下「当行」といいます。)との間の、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の累積投資取引に関する取り決めです。当行はこの約款に従って、累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

第2条(定義)

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引き落した金銭または投資信託受益権振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。当行は、累積投資口座でお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第3条(累積投資口座の申込方法)

お客様が累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行にご提出いただくことにより累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

第4条(累積投資取引の申込方法)

お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条により累積投資口座を開設した上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行に提出することによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託積立サービスの申込方法等については「〈ナント〉投信積立サービス取扱規定」によるものとします。

第5条(買付方法・時期および価額)

当行はお客様から、累積投資取引による投資信託の買付けの申込みがあったときは、この約款その他の約款・規定等の定めるところにより、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には買付けの申込みはできません。

2 前項の買付けに伴う取得価額は、原則として買付約定日の基準価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該投資信託の(手数料)購入時手数料および消費税を加えた金額といたします。

3 買付けされた投資信託の所有権並びにその収益分配金または元本に対する請求権は、原則としてお客様の振替決済口座に当該投資信託の記載または記録がされた日からお客様に帰属するものといたします。

第6条(累積投資取引に係る投資信託の管理)

この契約により買付けられた投資信託は、お客様の振替決済口座で管理いたします。

2 当行は当該投資信託の管理につき、口座管理料を申し受けることがあります。

第7条(収益分配金の再投資)

この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、その金額から税金等を差し引いた金額をお客様の累積投資口座に繰り入れ、当該投資信託の目論見書に定める方式により買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は、無料とします。

2 お客様はいつでも、当行所定の手続きによって、前項の買付けの中止を申し出ることができます。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金するものとします。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を中止することができません。

第8条(換金および振替)

当行は、この契約に基づく投資信託について、お客様から換金の申込みを受けたときは、この約款その他約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。この場合の換金金額は、当該投資信託の目論見書に定める価額といたします。

2 前項による換金により、当行がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金(当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額)については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

3 お客様の振替決済口座で管理されているこの契約に基づく投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、投資信託受益権振替決済口座管理規定第7条の定めに従って振替の手続きをするものとします。

第9条(累積投資契約の解約)

この契約は次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

① お客様から累積投資取引の解約の申し出があったとき。

② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。

③ この契約に係る投資信託がすべて償還されたとき。

2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なくお客様に累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、振替決済口座に記載または記録されている累積投資取引に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。

第10条(成年後見人等の届け出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。

4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様にお届けください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。

5 前四項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条(規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上 2020年4月